

# 社会福祉法人園盛会 役員報酬等に関する規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人園盛会（以下「法人」という。）の役員等の報酬に関する事項を定めたものである。

### (定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

## 第2章 報 酬 等

### (報 酬)

第3条 役員等の報酬は、役員等報酬額表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途、賞与の支給は行わない。

2 理事において、本部、施設の職を兼務する者は適用しない。

3 報酬額には、理事会並びに評議員会への出席した際の交通費を含める。

### (報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に指定した金融機関の本人名義の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払額からは、源泉所得税額は控除しない。

### (交通費)

第5条 法人業務に携わった際の交通費は、実費を支給する。

### (費用弁償)

第6条 法人業務に携わった際に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書をもって実費を支給する。

### (経費の負担)

第7条 経費は、本部会計で負担する。

### 第3章 その他

(改正)

第8条 この規程を改正する場合は、社会福祉法人園盛会評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員等報酬額表

(1) 理事報酬額表

役 職	支給基準額
理事長	月額300,000円
常務理事・本部長	月額200,000円
副本部長	月額100,000円
本部部長・施設長	月額 60,000円
その他	月額 60,000円

(2) 監事報酬額表

	支給基準額
一律	月額100,000円

(3) 評議員報酬額表

	支給基準額
一律	月額200,000円
※	月額250,000円

※ 遠方者は、交通費並びに拘束時間を考慮する。